

小口 [小口零細企業保証制度]

ご利用いただける方

「ご利用いただける方」の条件のほか、次の（１）及び（２）を満たす方

- （１）信用保険法第２条第３項に定める小規模企業者のうち、次のアからカまでのいずれかに該当すること。
- ア 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）以外の業種に属する事業（以下「特定事業」といいます。）を行う方（イに掲げる方を除く。）
 - イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに信用保険法施行令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行う方
 - ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行う方又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者である方
 - エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下の方
 - オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方
 - カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方（上記アからオに掲げる方を除く。）
- （２）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が1,250万円以下であること。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金	
融資限度額	1,250万円（全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高を含める。）	
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間6か月以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間6か月以内を含む。）	
融資利率（年）	固定金利	3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内
	変動金利	「短プラ+0.7%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は6か月以内）。ただし、融資期間が6か月以内の場合は一括返済とすることができます。	
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が1年以内の場合は手形貸付、6か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができます。	
信用保証料補助	信用保証料の2分の1	
必要書類	「共通書類」	